

一般財団法人字金城郷友会定款（一部抜粋）

平成28年3月1日作成

第1章 総則

（名称）

第1条 当法人は、一般財団法人字金城郷友会と称する。

（主たる事務所）

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

（目的）

第3条 当法人は、字金城の伝統行事を承継し、字金城が総有する財産の適切な管理運営に努め、門中を主体とした字金城出身者の融和と親睦を図り、会員の連帯意識を高揚させ、会員およびその子孫の繁栄と生活の向上に努めることを目的とする。

（事業）

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うことができる。

1 字金城の伝統行事に関すること。

- (1) 文化振興のための事業
- (2) 会員の褒章及び慶弔見舞
- (3) 学事奨励
- (4) 祭祀の執行
- (5) 伝承、保存、発展のための事業
- (6) 国、地方自治体及び各種団体からの出演依頼に対する参加協力のための事業又は支援

2 字金城の総有財産の管理運営に関すること。

- (1) 第7条記載の財産の管理保存
- (2) 資料の受領及び管理保存
- (3) 那覇市所有の公園内に祭られている御嶽の維持管理
- (4) 第5条に基づく団体への補助金の交付
- (5) その他当法人の目的を達成するために認められた財産の運営

3 会員の融和と連帯意識の高揚に関すること。

- (1) 新旧役員歓送迎会
- (2) 敬老会
- (3) 運動会
- (4) 新年会
- (5) その他連帯意識高揚事業

4 その他当法人の目的を達成するために必要な諸事業。

（事業の委託）

第5条 当法人は、前条の事業の2を除き、字金城自治会及びその他会員が組織する同種団体に委託することができる。

（広告）

第6条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。